

住みよい三田へ

誰もが元気で笑顔があふれる、希望に満ちたまちをつくります。

込められた思い ◇ まちの姿

子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち、未来に向かって希望を持った生きいきとした元気なまち

自分にできること

.....

(実践・行動例)
 健康・体力づくり、
 福祉、子育て、暮ら
 しの安全・安心、生
 きがい、喜びなど



私たち；協働のまちづ
 くりの主体＝市民、市民
 活動団体、事業者、議
 会、行政などすべてを指
 します

美しい風景を守り、自然と共に育つまちをつくります。

込められた思い ◇ まちの姿

田園風景や緑豊かな山々、里山、川、花など豊かな自然、ニュータウンの街並みを大切に守り、人と自然が共生しながら育っていくまち

自分にできること

.....

(実践・行動例)
 自然愛護、環境
 美化、景観・環
 境の保全など

協働とは・・・市民、議会、行政などが、それぞれの役割
 や責任のもとで、まちづくりのために共に考え協力し、行動
 すること。「共につくる」で表現しています。



私たちは、すべての市民が誇りを持って、人と自然が輝くまち・三田を共に
 つくるため、この憲章を定めます。

(前文) めざすまちの姿を人と自然が互いに育みあう「人と自然が輝くまち」と
 し、市民が愛着と誇りを持って住み続けたいまち、そして次代を担う子
 どもたちが誇れる、そんなまちを共につくっていく決意を表しています。



命を大切にし、互いに助け合う、心ふれあうまちをつくります。

込められた思い ◇ まちの姿

一人ひとりの命を大切にして個人の人権を尊重し、やさしさと思いやりを
 もってお互いに助け合い、誰もが幸せを感じる心ふれあうまち

自分にできること

.....

(実践・行動例)
 人権の尊重、助け
 合い、ふれあい・
 交流、思いやりな
 ど



伝統を尊重するとともに、新しい市民文化のまちをつくります。

込められた思い ◇ まちの姿

先人の築いてきた歴史、伝統、文化を尊重し、受け継ぎながら、市民の手
 でつくる新しい文化の薫るまち

自分にできること

.....

(実践・行動例)
 伝統行事・歴史の
 継承、文化の創
 出、生涯学習など



里の恵みを大切にし、未来につなぐ活力あるまちをつくります。

込められた思い ◇ まちの姿

農業や食の安全、地産地消は三田の誇りです。このふるさとの恵みを大切
 にし、新しい産業を通して活力を生み出し、将来にわたって住み続けたい
 活力のあるまち

自分にできること

.....

(実践・行動例)
 農業・産業の振
 興、勤労、まちの
 活気・発展など



制定までの経緯

市民公募委員25名による「憲章市民会議」を6回開催し、まとめとして提案書をいただきました。その提案書をもとに10名による「憲章策定委員会」で原案が作成されました。

その後、中間報告会を開催するとともに、パブリックコメント(市民意見)を募集し、寄せられた意見を十分に考慮して、「憲章策定委員会」で最終案がまとめられました。市は、それをもとに憲章を決定し議会に提出、議決されました。

まちづくりの一員として、一人ひとりが実践しましょう

日常生活で実践を

まちづくり憲章は、住みよい三田をめざして、市民の力、地域の力を活かした協働のまちづくりを進めるために、市民自らがまちづくりに主体的に参加するための規範であり、日常生活や暮らしにおいて実践されることに意義があります。

これから、一人ひとりの心の中に生き、親しまれるよう、公共施設への憲章板の設置やリーフレットの配布など広く紹介し、周知・普及を進めていきます。

自分が思う三田らしさ

三田のよさ・魅力

誇りに思うこと

市の花 さつき



愛情と純朴を表し、明るく住みよいまちづくりを目標としている三田市のシンボルフラワーにふさわしいことから制定(昭和43年)

市の木 あかまつ



市内の大部分の山林はこの木に覆われています。市の特産松茸もあかまつ林から産出することから制定(昭和43年)

市のマスコット キッピー



キジは、三田の山野でもよく見かけ、どこか気品があり田園文化都市にふさわしいことから制定(昭和60年)

三田まちづくり憲章

私たちは、すべての市民が誇りを持って、人と自然が輝くまち・三田を共につくるために、この憲章を定めます。

私たちは、

- 一、命を大切にし、互いに助け合う、心ふれあうまちをつくりま
- 一、誰もが元気で笑顔があふれる、希望に満ちたまちをつくりま
- 一、美しい風景を守り、自然と共に育つまちをつくりま
- 一、伝統を尊重するとともに、新しい市民文化のまちをつくりま
- 一、里の恵みを大切にし、未来につなぐ活力あるまちをつくりま

平成20年7月1日制定



三 田 市

三田まちづくり憲章の解説等は、ホームページにも掲載しています。
(ホームページアドレス <http://www.city.sanda.lg.jp/>)

平成20年7月
〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号
三田市企画財政部政策室
TEL 079-563-1111(代表)
E-mail seisaku@city.sanda.lg.jp